

平成25年5月28日
陸上自衛隊達第99—10号

平成25年5月28日

陸上幕僚長 陸将 君塚 栄治

無人航空機事故調査及び報告等に関する達

改正 平成27年9月30日達第99—10—1号
平成29年3月27日達第99—10—2号
平成30年3月30日達第99—10—3号
平成31年3月19日達第99—10—4号
令和3年3月15日達第122—315号
令和5年2月1日達第99—10—5号

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊における無人航空機事故調査及び報告等に関して必要な細部の事項を定めることを目的とする。

2 この達に定めのない事項については、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）及び事故報告に関する達（陸上自衛隊達第121—2号（41.4.1）。以下、「事故報告達」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 無人航空機 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機
- (2) 事故発生部隊等 無人航空機事故が発生した当該部隊の所属する師団、旅団、その他陸上総隊司令官直轄部隊、方面総監直轄部隊等及び防衛大臣直轄部隊等並びにこれらの無人航空機を保有する部隊が隷属し、又は配属された部隊等の長の属する部隊等をいう。
- (3) 陸上総隊司令官等 事故発生部隊等が隷属し、又は配属された陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長をいう。

(無人航空機事故の範囲等)

第3条 この達に規定する無人航空機事故の範囲は、訓令第2条第1項第4号に規定する航空事故とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、無人航空機事故に含まれないものとする。

(1) 直接被害(加害行為により直接生ずる被害をいう。以下この号において同じ。)及び直接被害によると推定されるもの。

(2) 無人航空機の操縦に従事する者による無人航空機の操作に起因しないで地上において発生した人員の死亡若しくは負傷又は物件の損壊

3 無人航空機事故による無人機の損壊の程度を次のとおり分類する。

(1) 大破

修理不能な損壊

(2) 小破

外注修理又は陸上自衛隊において修理可能な損壊

4 無人航空機事故の種別は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1) 大事故

死亡を伴ったもの

(2) 中事故

重傷を伴ったもの

(3) 小事故

軽傷を伴ったもの

(4) その他の事故

前各号に掲げる無人航空機事故以外のもの

(無人航空機事故調査委員会の設置)

第4条 無人航空機の航空事故が発生した場合に、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)に無人航空機事故調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

ただし、前条第4項第3号又は第4号に該当する場合は、訓令第7条に基づき部隊等に委員会を設置することができるものとする。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は、無人航空機事故の原因を究明し、航空事故防止について必要な意見を提出するため、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 無人航空機事故調査に関すること。
- (2) 航空事故調査報告書の作成に関すること。

(陸幕に設置する委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長、陸幕委員及び部隊等委員並びに専門委員をもって組織する。

- (1) 委員長 陸上幕僚副長
- (2) 副委員長

陸幕人事教育部長	教育時に事故が発生した場合
陸幕運用支援・訓練部長	訓練時に事故が発生した場合
陸幕装備計画部長	常時
陸幕指揮通信システム・情報部長	自衛隊法（昭和29年法律第165号。）第6章の規定に基づく行動その他の緊急を要する任務時（以下「行動時」という。）に事故が発生した場合
陸幕監察官	常時

注： 上記に示す者以外に、無人航空機事故が発生した際の無人航空機の用途を所掌する部長を必要により指定

- (3) 陸幕委員

陸幕人事教育部	人事教育計画課長
陸幕運用支援・訓練部	運用支援課長、訓練課長
陸幕装備計画部	装備計画課長、通信電子課長、航空機課長
陸幕指揮通信システム・情報部長	情報課長

注： 上記に示す課以外に、無人航空機事故が発生した際の無人航空機の用途を所掌する課長等を必要により指定

- (4) 部隊等委員

事故発生部隊等の長が指名する者及び無人航空機部隊が隷属し、又は配属された部隊等の長が指名する者

- (5) 専門委員

必要に応じ陸上幕僚長の指名する陸上自衛隊の隊員

2 陸上幕僚長は、事故の状況に応じ、副委員長又は委員を増加指名することができる。

(委員長等の任務)

第7条 委員長は、委員会を招集し委員会の会務を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の指定する副委員長が委員長の職務を代理する。

3 陸幕委員は、委員会の議事に参加するほか、次の事務をつかさどる。

(1) 委員長が指定した委員は、議事の準備、進行等

(2) その他の委員は、必要に応じ委員長の示す事務

4 部隊等委員は、必要に応じそれぞれ委員長の示す分担の事務をつかさどる。

5 専門委員は、それぞれ専門的事項について委員長の示す分担の事務をつかさどる。

6 部隊等委員及び専門委員は、必要に応じ委員会の議事に参加する。

(陸幕に設置する委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、訓練時の事故においては陸幕訓練課、行動時は陸幕情報課、教育時は陸幕人事教育計画課、それ以外については、無人航空機事故が発生した際の無人航空機の用途を所掌する担当課等において処理するほか、必要により委員長が担当課を指定する。

(無人航空機事故又はそのおそれがあると認められる事態が発生した場合等の事故速報等)

第9条 無人航空機事故又はそのおそれがある事態が発生した場合等は、事故報告達第8条に規定する報告の基準・要領により事故速報等を行うものとする。

2 事故速報は次に掲げる各号を基準とする。

(1) 訓令第2条第1項第4号に規定する航空事故

(2) 無人航空機の非常着地等不時着（飛行中の無人航空機が、故障又は燃料の欠乏等のため航行不能となり、予期しない時期・場所に着陸）

(3) その他、部内外に及ぼす影響が重大であると認められる事故

3 特別速報は次に掲げる各号を基準とする。

(1) 無人航空機の飛行に関する訓令（平成27年防衛省訓令第54号）第10条に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる事態

(2) 第3条第4項第1号又は第2号に掲げる事故

(3) 第3条第4項第3号又は第4号に掲げる事故であって、自衛隊に所属する航空機若しくは物件以外の航空機若しくは物件に損壊があった場合、又は隊員以外の人員に軽傷があった場合

(4) 社会的影響が特に重大であると認められる事故

(無人航空機事故発生時の処置)

第10条 無人航空機事故が発生した場合、事故発生部隊等の長は、その事故の性質に応じ、消火、医療手段の提供、事故現場の警戒及び陸上幕僚長への報告等を行うほか、事故現場の保存に努めるとともに事故の目撃者及び事故関係者の証言の収集、気象状況の把握、事故現場の写真の撮影、残がい分布図の作成、事故関係通信内容の整理等、現地調査に必要な資料の収集に努め、必要以上に残がい処分・移動する等、無人航空機事故の調査を困難にするような処置をしてはならない。

2 事故現場の付近にある部隊等の長は、必要により事故発生部隊等の活動等の依頼に基づき、事故対応に協力するものとする。

3 無人航空機事故に該当する場合は、第1項により収集した資料及び処置した事項は、委員会に提出又は申し伝えるものとする。

(陸幕に設置する委員会の現地における調査の実施)

第11条 無人航空機事故が発生した場合、現地における調査は、通常委員長が指名する副委員長、陸幕委員及び当該事故発生部隊等が属する部隊等委員並びに専門委員をもって行うものとする。ただし、委員長は、事故の規模、経過及び他に与える影響等により適当と認める場合は、部隊等委員をもって行うことができる。

2 現地調査に基づき航空事故現地調査書(別紙第1)を作成するものとする。

3 部隊等の長は、第1項の規定における調査の実施に当たり、密に支援するものとする。

(無人航空機事故調査及び報告等)

第12条 委員会は、現地調査に基づき事故原因究明のために総合的な調査を行い、航空事故調査報告書(別紙第2)を作成し、航空事故現地調査書を付して事故発生後3箇月以内に陸上幕僚長に報告するものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得てこの期間を延長することができる。

(調査の委託等)

第13条 委員会は、無人航空機事故調査を行うに当たり必要と認める場合は委員会の構成員以外の者(部外者を含む。)に所要の試験等を委託し、又は意見の聴取、資料の提供等を行うことができる。

(調査及び報告に関する特例)

第14条 陸上幕僚長は、第4条ただし書きの場合は、陸上総隊司令官等に無人航空機事故調査を行わせることができる。この場合、必要に応じ適任者を派遣し調査等を援助させる。

- 2 陸上総隊司令官等は陸幕委員会を基準として、委員会の組織を定めるものとする。
- 3 陸上総隊司令官等に無人航空機事故調査を行わせる場合、陸上総隊司令官等は、前項の調査結果に基づき、第12条に準じて航空事故現地調査書及び航空事故調査報告書（各2部）を作成し、陸上幕僚長に報告するものとする。
（訓練時：訓定第9号・訓定第10号）（行動時：情定第12号・情定第13号）

（航空事故調査報告書の通知）

第15条 陸上幕僚長は、委員会又は陸上総隊司令官等から答申された航空事故調査報告書のうち、所要の事項を関係部隊等の長に通知するものとする。

- 2 陸上総隊司令官等が自ら調査した無人航空機事故については、その結果を事故発生部隊等の長に通知するものとする。

（陸幕の航空事故調査報告に対する処置）

第16条 陸幕委員会の副委員長は、航空事故調査報告書に基づき、事故再発防止のための施策を講じ、その処置状況を陸上幕僚長に報告するとともに委員長に通知するものとする。

（無人航空機事故防止対策報告）

第17条 陸上総隊司令官等は、第15条第1項に規定する通知に基づき航空事故防止対策報告書（別紙第3）を作成し、1箇月以内に陸上幕僚長に報告するものとする。（訓練時：訓定第11号）（行動時：情定第14号）

附 則

この達は、平成25年6月18日から施行する。

附 則（平成27年9月30日陸上自衛隊達第99—10—1号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日陸上自衛隊達第99—10—2号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月30日陸上自衛隊達第99—10—3号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日陸上自衛隊達第99—10—4号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日達第122—315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙 については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和5年2月1日陸上自衛隊達第99—10—5号）

この達は、令和5年2月1日から施行する。

航空事故現地調査書

(訓練時：訓定第9号、行動時：情定第12号)

- 1 無人機機種、型式、機番号
- 2 事故種別
- 3 事故発生年月日
- 4 事故発生部隊等

寸法：日本産業規格A4
(その1-1)

航空事故現地調査書(その1)(総括報告)					
機種型式	無人機番号	事故発生部隊等	人員損傷分類	無人機損壊分類	事故種別
			死亡、行方不明、重傷、軽傷、なし	大破、小破、なし	大、中、小、その他
A 一般事項					
1 発生日時 年 月 日 時 分 (曜)			4 飛行方式		
2 発生場所			5 出発地		
3 飛行任務			6 目的地		
7 事故現場 ((A)又は(B)に記入)					
(A) 演習場等内の事故			(B) 演習等以外の事故		
(1) 事故現地表面の状況			(1) 事故現地表面の状況		
(2) 展開地から事故現場までの方位、距離			(2) 展開地から事故現場までの方位、距離		
(3) 事故現場の標高			(3) 事故現場の標高		
B 操縦手等 (不足のときは別紙使用)					
1 所属、職名					
2 階級、氏名					
3 認識番号					
4 生年月日及び年齢					
5 特技番号					
6 任務					
7 シミュレータ訓練時間					
8 総飛行時間					
9 手動着陸回数					
10 練度判定結果					

寸法：日本産業規格A4

C 事故関係者 (不足のときは別紙使用)				
1	所属、職名			
2	階級、氏名			
3	認識番号			
4	生年月日及び年齢			
5	特技番号			
6	無線資格			
7	任 務			
8	事故発生時の位置			
9	死 傷 程 度			
10	練 度 判 定 結 果			
D 部隊の訓練回数 (年度)				
1	飛行訓練回数	()	参考事項:	
2	生地飛行回数	()	参考事項:	
E 無人機の損壊				
1	損壊の程度			
2	損壊部分と損壊程度			
	(1) 機 体			
	(2) 動力装置			
	ア エンジン			
	イ 動力伝達装置			
	(3) ローター			
	(4) 通信機その他			
3	無人機損害額又は同推定額			

F 地上被害 (概要及び損害賠償の対象となるものについてはその推定額)														
G 気象														
		雲高雲量	視程	視程障害現象	風向風速	降雨、降雪等	温度	その他及び特記事項						
1	発進時の展開地													
2	着陸 (予定) 時の展開地													
3	事故発生現場													
H 事故発生時期 (該当の右欄に○印を付す。)														
1	時 期	(1)	昼 間		5	ホバリング中	(3)	そ の 他		8	着 陸	(3)	そ の 他	
		(2)	夜 間				(1)	発 進 後				(1)	降 下	
2	運用要領	(1)	単 機		6	発 進	(2)	着 陸 前		7	飛 行 中	(2)	降下から接地まで	
		(2)	複 数 機				(3)	そ の 他				(3)	接 地 後	
3	飛行方式	(1)	プログラム		7	飛 行 中	(1)	上 昇		8	着 陸	(4)	復 行	
		(2)	マニュアル				(2)	発 進 断 念				(5)	自 動	
4	エンジン回転中	(1)	飛 行 前		7	飛 行 中	(1)	管 制 飛 行		8	着 陸	(6)	手 動	
		(2)	飛 行 後				(2)	自 立 飛 行				(7)	そ の 他	
I 事故形態 (該当の右欄に発生順序を算用数字で記入)														
無人機の墜落				他の航空機等との衝突				無人機の緊急廃棄						
ローターブレードの接地				地面又は水面との衝突				ダウンウォッシュ						
無人機の亡失				その他の衝突				回転翼失速						
ハードランディング				きりもみ				セッティングウイズパワー (自己推進力に起因する失速)						
脚損壊				失 速				装備品の紛失						
機首上げ又は鼻つき				地上における火災又は爆発				その他						
飛行中の無人機の故障				空中における火災又は爆発				不 明						
通信途絶														

J 推 定 原 因 (小分類の上に、主因は◎、副因は○を付す。)	
大 分 類	
操 作	(1) 判断不良 (2) 操作又は手順の誤り (3) 飛行準備の不適 (4) 基本事項 (命令・規則等) 違反
整 備	(1) 作業上の誤り (2) 検査点検上の誤り (3) 基本事項 (命令・規則等) 違反
監 督	(1) 訓練計画の不備 (2) 飛行承認の不適 (3) 指揮指導の不適
飛 行 支 援	(1) 気象予報の過誤 (2) 管制の過誤 (3) その他 ()
器 材	(1) 機能不良 (2) 制作上の誤り (3) 材質の不良又は欠陥
特 異 気 象	(1) 視程不良 (2) 氷結 (3) 雷雨 (4) 悪気流 (5) 突風又は強風 (6) 当該気象の予報の有・無
そ の 他	内 容 ()
不 明	不 明
K 人員関係事項 (事故に関係のあった心身の状況及び受傷等の状況とその原因等について記述)	

(その1-5)

L 現地調査の説明 ((1) 事故の経過 (2) 調査及び分析 (3) 原因 (主因及び副因)) ((4) 事故防止に関する意見に区分して記述)														
添付書類 :														
M 現地調査隊員署名														
職	名	階級	氏	名	職	名	階級	氏	名	職	名	階級	氏	名

寸法 : 日本産業規格 A 4

航空事故現地調査書(その2)(整備器材関係報告)									
無人機機種			型式				機番号		
A 履歴 (起因器材以外の欄は記述を省略することができる。)									
無人機		型 式	エンジン	プレード	クラッチ	ギヤボックス又はトランスミッション	ローターヘッド	関連品目等	
製造年月日								名 称	
総飛行時間		固有番号						物品番号	
最近の定期点検年月日		総使用時間						型式及び固有番号	
定期点検等の飛行時間		オーバーホール回数						製造所名	
最近の主要な特別点検年月日		最近のオーバーホール年月日						製造年月日	
同上特別点検の種類		同上実施機関						無人機への取付場所	
		最近のオーバーホール後の使用時間						総使用時間	
		最近の取付年月日							
		取付後の使用時間							
		使用燃料の種類							
B 無人機・エンジンの事故発生時の諸元				C 分 析	1 無人機の故障部分・原因 2 故障に関係ある整備の状況				

陸 上 幕 僚 長 殿

別紙第2 (第12条関係)
発簡番号 第 . . 号
発簡年月日 . . .
発簡者名
(公 印 省 略)

航 空 事 故 調 査 報 告 書
(訓練時：訓定第10号、行動時：情定第13号)

1 事故の概要

- (1) 事故発生部隊等名
- (2) 事故の分類
- (3) 事故機の機種、機番
- (4) 操縦手等事故関係者

氏 名	階 級	任 務	認 番	生 年 月 日	年 齢	特 技 番 号	飛行訓練回数 (年 度)	死 傷

- (5) 事故発生の日時、場所及び天候

ア 日 時 平成 年 月 日 時 分

イ 場 所

ウ 天 候

- (6) 飛行方式、任務別区分

- (7) 事故発生時期

(8) 事故形態

(9) 無人機の損壊等

無人機の損壊	損害額	事故機の処理

(10) 事故の経過概要

2 事故の原因

(1) 主 因：

(2) 副 因：

3 事故防止に関する意見

4 添付書類：

配布区分：

備考： 第15条第2項により陸上総隊司令官等が報告する場合は、第3項に事故防止に関する対策を含める。

寸法：日本産業規格A4

陸上幕僚長殿

別紙第3（第17条関係）

発簡番号 第 号

発簡年月日 . .

発簡者名

（公印省略）

航空事故防止対策報告書

（訓練時：訓定第11号、行動時：情定第14号）

対象事故	発生年月日	発生場所	機種・機番	事故の概要	
事故防止に関する意見又は対策		処理状況		実施完了日	備考

添付書類：

寸法：日本産業規格A4